

○岡山市新市建設計画等推進本部規程

平成24年5月14日

市訓令甲第95号

(目的及び設置)

第1条 岡山市，旧御津町，旧灘崎町，旧建部町及び旧瀬戸町の合併に際し，新市建設計画及び新市基本計画（以下「新市建設計画等」という。）を着実に実施し，新市の一体感の醸成に努め，合併効果の早期発現に取り組むため，岡山市新市建設計画等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新市建設計画等に記載された事業の着実な実施及び進行管理に関すること。
- (2) その他新市建設計画等を着実に実施するため，必要であると認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は，市長とし，推進本部を代表し，推進本部の事務を総理する。
- 3 副本部長は，副市長をもって充て，本部長を補佐する。ただし，本部長は，必要があると認める場合は，副本部長としてその他の職員を指名することができる。
- 4 本部員は，別表に掲げる者をもって充てるほか，水道事業管理者，市場事業管理者及び教育長に委嘱する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は，本部長が必要に応じて招集し，その議長となる。ただし，本部長が不在のときは，本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

- 2 前項の規定にかかわらず，本部長は，必要があると認めるときは書面により会議を開催することができる。

(関係者の出席)

第5条 本部長は，必要に応じて会議に関係者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局を事業政策課に置き、事務局長は、事業政策課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年市訓令甲第107号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年市訓令甲第64号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年市訓令甲第70号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年市訓令甲第83号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年市訓令甲第88号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年市訓令甲第113号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年市訓令甲第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年市訓令甲第59号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年市訓令甲第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年市訓令甲第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年市訓令甲第37号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理監 政策局長 総務局長 財政局長 市民生活局長 市民協働局長 北区長
中区長 東区長 南区長 保健福祉局長 保健福祉局感染症対策担当局長 岡山っ子育成
局長 環境局長 産業観光局長 産業観光局産業政策担当局長 都市整備局長 都市整備
局都市・公園担当局長 下水道河川局長 会計管理者 消防局長